

検討項目	論点	委員意見
7. 女性と年金 (1) 女性のライフコースと世帯モデルについてどう考えるか。	○女性のライフコースと世帯モデルについてどう考えるか。	<p><b>【制度の給付設計の単位・モデルを見直すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被用者世帯については、「共働き世帯モデル」により将来の年金額の水準を設定すべき。同様に、自営業者世帯についても、一定の被用者年金の加入期間を有する「転職者世帯モデル」を考えるべきではないか。(山崎)</li> <li>現在は最も所得代替率が高くなる類型のみで議論しているので、複数のモデルで検討すべき。(大澤)</li> <li>被用者世帯における給付水準の下限を論ずる場合、所得代替率は世帯類型別に相当の差がある。所得代替率で給付水準の妥当性を判断するのであれば、世帯類型別の試算が必要。(井手)</li> <li>制度間の負担方式が異なる中、配偶者の加入する制度により被扶養者の年金が変わることは不適当で、制度の個人単位化を図るべき。(今井)</li> </ul>
(2) 第3号被保険者制度	○報酬比例部分についての夫婦間の年金権分割案についてどう考えるか。	<p><b>【報酬比例部分についての夫婦間の年金権分割案を支持する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の所得は夫婦が共同で獲得したものとみなして、被用者世帯の年金の個人単位化を図るべきである。その場合、基礎年金保険料に対応する報酬を報酬下限とする。報酬下限以下の者の給付については、第1号被保険者との均衡上、基礎年金のみとし報酬比例部分は支給しない。(山崎)</li> <li>年金権分割は、遺族厚生年金を不要とすることにつながれば、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の不均衡を是正できる。(大澤)</li> <li>年金権分割案であれば、健康保険における給付と負担の在り方との整合性も確保できる。(山崎)</li> </ul> <p><b>【夫婦間の年金権分割案を共働き世帯も含めて採用すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得分割方式の考え方を準ずる実行可能性のある提案として、「夫婦間の年金権の分割案」を共働き世帯を含めて採用すべき。(山崎)</li> <li>年金分割は第3号被保険者に有利で、個人単位の不公平感が解消しないとの指摘もあるが、分割を2号-3号間に限らなければよいのではないか。働けば自分の年金も増えることになる。(大澤)</li> <li>2号被保険者と3号被保険者の間の年金分割は認めて、2号と2号の間では認めないと</li> </ul>

	<p>すると、3号にとどまって年金分割をした方がむしろ自分の年金が増えると誤解されるおそれがある（夫の年金が減るだけなのだが）。（大澤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的には、第1号被保険者の所得が把握でき、家庭内での役割も夫婦で半分ずつという状況であれば、2号－3号以外も全て分割するという考え方はあると思う。（杉山）</li> </ul> <p><b>【共働き世帯も含めて採用する場合に考慮すべき事項を指摘する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2号－3号以外でも分割する考え方もあるが、2号－2号で妻の方が高賃金で、かつ家事もやるような場合に分割を不満に思う人もある。選択制も認めるべき。（井手）</li> </ul> <p><b>【夫婦間の年金権分割案の問題を指摘する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際には3号には負担なしで基礎年金が給付される点は変わらず、不公平感は解消されない。短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行ったとしても、年金権分割とセットで実施されれば、更なる就業調整が行われて第3号にとどまる傾向は強くなる。（井手、翁）</li> <li>・年金権は一種の財産権であると考えられるため、分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要。分割制度を導入しても現行制度と変わりはない。離婚しなかった夫婦は、厚生年金を分割する必要がない。（堀）</li> <li>・夫婦間の年金権分割案はきわめて合理的だが、わかりにくいという欠点がある。（渡辺）</li> <li>・夫婦間の年金権分割案は、対象を専業主婦としているが、共働き世帯や離婚時の分割のあり方について検討を行った上で、その是非を考える必要がある。（大山・山口・小島）</li> </ul> <p><b>○負担調整案についてどう考えるか。</b></p> <p><b>【負担調整案を支持する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担調整案は、妻も保険料を負担して老後の保障を得るとともに、共働き世帯や独身者の不公平感を是正するので最も現実的。ただ、同時に3号被保険者縮小案を実施する必要がある。（渡辺）</li> <li>・負担調整案－Ⅱにより、段階的に個人単位での公平性を徹底していく方向がよいのではないか。（今井）</li> <li>・負担調整案－Ⅰについては逆進性が高くなる可能性があり、経済情勢を考えると問題がある。負担調整案－Ⅱは、可能性としてあり得る。（翁）</li> </ul>
--	---

	<p>○給付調整案についてどう考えるか。</p> <p><b>【負担調整案の問題を指摘する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応能負担が原則の厚生年金に応益負担の要素を持ち込むのは妥当か。また、事業主負担分の保険料を片働きの被保険者についてのみ引き上げる理由は、事業主にはない。片働きの被保険者が不利となり、雇用中立的ではなくなる。さらに、夫婦の合計賃金が同じ場合、保険料額は片働き夫婦の方が共働き夫婦よりも高くなつて、水平的公平性に反するのではないか。(堀)</li> <li>・被用者グループ内で、第3号被保険者の有無で保険料負担が2本建てとなり、応能負担という原則を変えることになる。給付が多い人は負担も多くということにつながりかねない。(小島)</li> <li>・共働き世帯や単身世帯の不公平感は解消されるが、事業主負担が増える。また、社員に異なる率を適用することは制度として煩雑。負担調整案－Iは、定額保険料が増えることによる逆進性が課題。(井手)</li> </ul> <p><b>【給付調整案を支持する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号被保険者には負担能力がないことを前提に給付を調整する案は、基礎年金を受給するために定額保険料を支払う第1号との公平性は担保される。(井手)</li> <li>・給付調整案は、基礎年金を国庫負担に限り、財源を消費税にする方向になれば、第3号の給付と負担の不公平感の解消に寄与する可能性がある。ただし、任意の追加給付制度を設けることが前提となる。(翁)</li> <li>・給付調整案が整合的。満額給付を得るために納付制度を設けることで、年金収支にも貢献する。その場合の納付分は3号を抱える2号が負担してはどうか(負担調整案－IIとの組み合わせ)。(杉山)</li> <li>・なかなか理論的にこれという案はない。妥協案を考えないといけない。アメリカやイギリスが給付調整していることにも着目すべき。(神代)</li> </ul> <p><b>【給付調整案の問題を指摘する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付調整案は、老後に必要な基礎的年金給付を行うという基礎年金制度の趣旨に反する。無職の妻の分の給付は、アメリカもイギリスも1階と2階を合わせて考えると、給付調整しているといつても、現在の日本と同じような比率になるのではないか。夫婦の合計賃金額が同じ場合の合計年金額は片働き夫婦の方が共働き夫婦よりも低くなつて水平的公平性に反する。(堀)</li> <li>・給付調整案は基礎年金を減額するという内容であり、これでは妻の老後の所得保障機</li> </ul>
--	---

	<p>○第3号被保険者縮小案についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>能が低下する。(渡辺)</li> <li>・給付調整案は、公的年金の役割や機能に照らして問題が多い。(大山・山口・小島)</li> </ul> <p><b>【第3号被保険者縮小案を支持する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号被保険者制度は、現在の社会経済の実態に適合し、社会保険の原則に即した制度である。ただし、社会経済も変化しており、また人々の考えも変わってきているので、それを踏まえた見直しも必要である。したがって、第3号の範囲は縮小するものの、制度の大枠は維持する第3号被保険者縮小案に賛成。(堀)</li> <li>・第3号被保険者の範囲を狭めて、一定程度働いている人は第2号被保険者になって相応の保険料を払うこととし、その代わり、将来の年金が期待できるようにするのがいいのではないか。(神代)</li> <li>・当面、厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していくことで対応すべきである。(大山・山口・小島)</li> </ul> <p><b>【第3号縮小案の問題を指摘する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行ったとしても、第3号被保険者の大半は3号のままとなるため、第3号縮小案の効果は薄い。(井手)</li> </ul> <p><b>【基礎年金の見直しが必要だとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4案のいずれを行っても、世帯類型による所得代替率の格差は残る。基礎年金制度の見直しが必要。(大澤)</li> <li>・定額の基礎年金給付を制度内に持つ限り、第3号のような収入のないもの、短時間労働者のような低収入のものに対して厚生年金を適用すると、第1号との均衡を図るために更なる調整が必要となり、制度が複雑化する。(井手)</li> <li>・基礎年金を税方式化することにより、公正な負担の実現につながり、未納・未加入問題や第3号被保険者問題の解決にも資する。(井手・岡本・矢野)</li> </ul> <p><b>【就労促進の観点から見直すべきだとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号被保険者制度自体の見直しは、就労促進の観点から見直すべきである。第2号と第3号との間に限った年金権の分割案は、就労促進よりも、むしろ第3号被保険者に止まるものが増えることになると考えられる。なお、厚生労働省からいくつかの案が提示されているが、直接雇用関係のない第3号被保険者の保険料について、事業主</li> </ul>
--	--

		に負担を求めたり、事業主経由で徴収することは合理的ではない。(井手・岡本・矢野)
(3) 遺族年金	○高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給についてどう考えるか。	<p><b>【自らの保険料納付が給付額に反映される仕組みとすべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給については、まず本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の4分の3）との差額を支給するしくみとすべきである。(大山・小島・山口)</li> <li>・提起されている問題は単に感情の問題にすぎないともいえるが、改正案の採用に問題はない。(堀)</li> </ul> <p><b>【共働き世帯と片働き世帯の均衡を図る仕組みとすべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「受給方法IV」は、①婚姻期間中に係る年金権は夫婦で共同して得たものとして給付に反映する、②自らの保険料納付を給付額に反映する、という自分の考え方と合致し、また、共働き世帯と片働き世帯の公平性の確保にもつながる。(井手)</li> <li>・「受給方法IV」を導入しつつ、年金財政上厳しい状況にならないような割合を決定することが重要。(翁)</li> <li>・老齢基礎年金 + (妻+夫の老齢厚生年金) ×一定割合とした上で、どうしても高額になる場合は上限を決めるなどしていけば働く女性も、働く女性を妻にもつ夫も公平になる。段階的に給付率を低くし、いずれ廃止していく。(今井)</li> <li>・老齢年金受給者が遺族となった場合に支給される年金は、夫婦二人の合計年金額の一定割合(6~7割)とするのが適切。提案されている改正案(遺族に支給される2階部分の年金額を夫婦の合計老齢厚生年金額の一定割合とする案)に賛成。(堀)</li> <li>・個人単位化の方向性との整合性を確保する上では、遺族厚生年金の水準は報酬比例年金の原則として2分の1とすべきであり、そうすれば共働き世帯と片働き世帯の間の遺族年金の均衡も図ることができる。この場合、4分の3という現行水準は経過的措置として位置づけられることになる。(山崎)</li> </ul> <p><b>【夫婦間の年金分割で対応すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金分割を導入すれば遺族年金が必要でなくなる層は拡大する。(大澤)</li> <li>・高齢期の遺族年金については、夫婦間の年金分割で給付される自分自身の年金で暮らしていくのが将来的方向。移行期として、夫の厚生年金の5分の3か、年金分割したものか選べるようにしてはどうか。(杉山)</li> </ul>

	<p>○若年の妻に対する遺族年金についてどう考えるか。</p> <p><b>【若年の子供のいない妻については、給付を有期とするなど見直すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子のいない若齢期の妻については、遺族年金は有期給付とし、就労支援に重点を置くほうが望ましい。(杉山)</li> <li>・18歳未満の子のいる妻に対する遺族年金については現行制度維持。子を有しない若齢の妻に対する遺族厚生年金の支給は見直しが必要（例えば、一定期間又は一定年齢までの年金支給、一時金支給等）。子を有しない中高齢の妻に対する遺族年金は、中高齢女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、まだ必要性がある。(堀)</li> <li>・若年層の遺族について、就労可能な配偶者については、遺族年金の受給期間の限度を設けるなどの見直しの必要性について検討すべきである。(井手・岡本・矢野)</li> <li>・昭和30-40年代の雇用機会・賃金の男女格差が現在よりはるかに大きかったことからすれば、雇用機会均等法が改正強化され、男女格差が縮小した今日、子のない妻への遺族年金制度を維持する必要は、厳密に問われるべき。(大澤)</li> <li>・2002年の児童扶養手当法等の改正、今国会の母子家庭就業支援法の主なコンセプトは「母子家庭になってから5年で自立」であり、児童扶養手当が全額支給されるための年収の上限は約205万円から130万円に引き下げられており、18歳未満の子のある場合の遺族年金も期間限定が妥当。(大澤)</li> </ul> <p>○支給要件における男女差等についてどう考えるか。</p> <p><b>【男女差は解消すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若齢遺族に関する現行制度は、夫と妻で給付の対象となる年齢が異なること、および中高齢寡婦加算があることなど、現在の女性の就業率と照らし合わせて、時代錯誤と思われる。(井手)</li> <li>・遺族年金の支給要件は、男女間の差異をなくすべき。(杉山)</li> <li>・男女の支給年齢要件をどちらにそろえるかは、将来遺族年金のあり方としてどのような方向性をめざすかという観点から考えるべき。将来的に、男女がともに働く社会を想定した場合、第一義的には、男女の賃金労働条件の格差解消を図るべきだが、その上で、遺族年金の受給要件は男女とも中高齢の場合、としていくべきと考える。併せて、遺族となった者に子どもがある場合には、一定の配慮を行う形とすべきである。(大山・小島・山口)</li> <li>・被扶養の夫55歳以上という年齢制限は外すべき。(今井)</li> <li>・支給要件の男女差等は速やかに撤廃るべき。(大澤)</li> </ul>
--	---

		<p><b>【男女差はやむを得ないとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の男女差はやむを得ない。ただし、将来男女差が相当程度縮小すれば、支給要件を同一にする。(堀)</li> </ul> <p><b>【生計維持要件の見直しが必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺族年金の年収要件（生計維持要件）については、当面、遺族年金を支える被保険者の年収とのバランスをはかる観点から、遺族となった者の年収に応じて年金額を段階的に調整すべきである。例えば、当面、年収 600 万円までは遺族厚生年金を 100% 支給し、それ以上の年収については、段階的に年金額を減額し、年収 850 万円以上の場合に遺族年金を停止する仕組みとする。また、適用認定は、毎年の年収を基に行うべきである。(大山・小島・山口)</li> <li>生計維持要件の 850 万円は高すぎるのではないか。(堀、大澤)</li> <li>遺族年金の受給権は、被保険者等の死亡時のワンポイントでの生計維持関係により判定しているが、認定基準以上の収入がある場合でも受給権を与えた上で支給停止扱いとしてはどうか。(山崎)</li> </ul>
(4) 離婚時の年金分割	○離婚時の年金分割の具体的な在り方をどのように考えるか。	<p><b>【離婚時の年金受給権分割を実施すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離婚した妻自身の年金による生活保障は現状では不十分であり、老齢厚生年金の分割を実施すべき。年金分割制度の導入は、離婚を促進するという意見もあるが、むしろ年金による生活保障を受けられなくなるために離婚したいのに離婚できないという現行制度の問題を解決するのではないか。(堀)</li> <li>夫の老齢厚生年金の受給権が発生していない時の離婚についても、分割を認めるのが望ましい。(堀)</li> <li>本来は婚姻期間中から年金権を分割すべきだが、仮にそれが直ちには困難であるとすれば、そこに至る当面の措置として離婚時の年金受給権の分割が考えられる。(山崎)</li> </ul> <p><b>【離婚時の年金受給権分割の仕組みについての意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分割の有無、分割割合等については、夫婦の合意により分割。合意が得られない場合は、裁判所の審判等によって分割。(堀)</li> <li>分割は法改正後の離婚に限るが、分割の対象となる年金受給権は法改正前の婚姻期間を含めるべき。(堀)</li> <li>短期間の婚姻及び若年者同士の離婚についても分割を認めるべき。(堀)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚についても、遺族年金受給が認められる事実婚に限り、かつ、事実婚関係の明確な証明が得られた期間についてのみ、分割を認めるべきではないか。（堀）</li> <li>・共働き夫婦についても分割を認めるべき。（堀）</li> </ul> <p><b>【年金権分割は慎重に検討すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦間の年金受給権の分割は、家族形態や世帯の資産形成、離婚の形式にも関わる問題でもあるから、個別の事情を考慮する必要があり、慎重に検討する必要がある。また、厚生年金基金における実務対応が可能であるか等も含めて検討する必要がある。（井手・岡本・矢野）</li> </ul> <p><b>【婚姻継続中の夫婦の年金分割も可能とすべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻継続中の夫婦の年金分割についても、第3号被保険者問題の解決策としてだけではなく、2号—2号の年金分割も可能とすべきではないか。（井手）</li> <li>・離婚の場合だけの年金分割は、中立性の観点から問題。（大澤）</li> <li>・本来は婚姻期間中から年金権を分割すべきだが、仮にそれが直ちには困難であるとすれば、そこに至る当面の措置として離婚時の年金受給権の分割が考えられる。&lt;再掲&gt;（山崎）</li> </ul> <p><b>【婚姻継続中の夫婦の年金分割には問題があるとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻継続中の分割は、問題が多い。（堀）</li> </ul> <p><b>【第3号被保険者制度の見直しにおける年金権分割案との関係を明らかにすべきとの意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦間の年金権を分割する方式の修正案（A－2案）である老齢年金の受給権発生時点で強制的に分割する方式と、離婚時の年金受給権分割制度として保険料納付記録の分割を選択する方式との関係について整理すべき。（大山・小島・山口）</li> </ul>
--	--